			③運営費交付金の振替額の積算根拠 費用総額（費用11,567,987,898－対象外費用3,011,352,082＋短期リース債務15,111,753）＋資産取得367,167,977＋建設仮勘定4,082,310－自己収入3,597,122,451＋現物出資の受入に伴う還付消費税相当額55,074,732＝5,400,950,137 （※費用総額（運営費交付金を財源の一部とする費用から減価償却費を除き、短期リース債務に係る支出額を加えた金額）から自己収入を差し引き、現物出資の受入に伴う還付消費税相当額を加えた金額を運営費交付金収益に計上することとしている。）
会計基準第81第3項による振替額		―	
合計		5,400,950,137	

③　運営費交付金債務残高の明細

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成20年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	136,226,613	費用進行基準を採用した業務に係る分　136,226,613 ○費用進行基準を採用した業務については、次のとおり独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に関する会計処理規程第３条第１項第１号から第４号に運営費交付金の使途について規定しております。ただし、スポーツ振興基金事業のうち、自己収入（基金運用収入、寄附金収入等）を財源とするものを除きます。 ⑴人件費（役員報酬、職員（非常勤職員を含む。）に係る給与・賞与・手当、法定福利費及び退職金費用） ⑵競技強化支援事業費 ⑶資産の取得 ⑷前３号を除く一般管理費及び業務経費等 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、人件費の削減及び業務経費のうち固定経費の節減によるものです。
平成21年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	511,326,698	費用進行基準を採用した業務に係る分　511,326,698 ○費用進行基準を採用した業務については、次のとおり独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に関する会計処理規程第３条第１項第１号から第４号に運営費交付金の使途について規定しております。ただし、スポーツ振興基金事業のうち、自己収入（基金運用収入、寄附金収入等）を財源とするものを除きます。 ⑴人件費（役員報酬、職員（非常勤職員を含む。）に係る給与・賞与・手当、法定福利費及び退職金費用） ⑵競技強化支援事業費 ⑶資産の取得 ⑷前３号を除く一般管理費及び業務経費等 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、人件費の削減及び業務経費のうち固定経費の節減によるものです。
平成22年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	204,657,860	費用進行基準を採用した業務に係る分　204,657,860 ○費用進行基準を採用した業務については、次のとおり独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に関する会計処理規程第３条第１項第１号から第４号に運営費交付金の使途について規定しております。ただし、スポーツ振興基金事業のうち、自己収入（基金運用収入、寄附金収入等）を財源とするものを除きます。 ⑴人件費（役員報酬、職員（非常勤職員を含む。）に係る給与・賞与・手当、法定福利費及び退職金費用） ⑵競技強化支援事業費 ⑶資産の取得 ⑷前３号を除く一般管理費及び業務経費等 ○運営費交付金債務残高の発生理由は、人件費の削減及び業務経費のうち固定経費の節減によるものです。